

強制動員真相究明

ネットワークニュース No.14 2019年7月8日

.....

編集・発行：強制動員真相究明ネットワーク

(共同代表／飛田雄一、庵逄由香 事務局長／中田光信 事務局次長／小林久公)

〒657-0064 神戸市灘区山田町 3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内

ホームページ：http://www.ksyc.jp/sinsou-net/ E-mail：mitsunobu100@gmail.com (中田)

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 (飛田) 郵便振替<00930-9-297182 真相究明ネット>

<目次>

<特集>「第12回強制動員真相究明全国研究集会(高崎)」

<集会報告>

第12回強制動員真相究明全国研究集会(高崎)報告 竹内康人さん -3-

『むくげ通信』294号、2019.5.26より 飛田雄一さん -6-

<講演>

「日本近代史をどうとらえるかー明治産業革命遺産をめぐって」

東京大学 外村大さん -8-

<集会感想>

高崎健康福祉大学 内山瑠華さん 立命館大学院文学研究科 山崎瞳さん -11-

<群馬から>

研究集会参加への御礼

第12回全国研究集会・高崎 群馬側実行委員 石塚久則さん -12-

西岡力「でっちあげの徴用工問題」(草思社)を読んで

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会 山本 直好さん -13-

加藤康子内閣参与が理事を務める産業遺産国民会議と

政府の世界遺産登録推進室との黒い関係

強制動員真相究明ネットワーク事務局次長 小林久公さん -18-

<声明>

日本政府と企業は朝鮮人強制動員・強制労働問題の包括的解決を

強制動員真相究明ネットワーク -20-

第13回集会予告・2019年度会費納入のお願い -24-

第12回強制動員真相究明全国研究集会（高崎）報告

強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人

高崎で第12回全国研究集会開催

2019年4月6日、群馬県高崎市内で第12回強制動員真相究明全国研究集会が開催され、120人が参加した。集会は「市民のための碑（いしぶみ）から学ぶこと」をテーマにもたれ、群馬の強制連行と追悼碑、全国各地の追悼碑の事例が示された。

群馬県は2004年3月に県立公園である群馬の森への朝鮮人追悼碑の設置を許可し、同年4月、群馬県朝鮮人追悼碑（記憶 反省 そして友好）が設置された。しかし、2012年に追悼碑前での追悼集会の発言を政治的なものとみなし、碑の撤去を求める右派の動きが現れたため、追悼碑を守る会は2013年の追悼集会を屋内でもった。2014年には、県議会で碑の設置許可不更新を求める右派の請願が採択され、県は設置期間の更新を拒否するに至った。

これに対し、追悼碑を守る会は県の不許可を違法・違憲とし、前橋地裁に提訴した。2018年2月の地裁判決は、追悼碑の価値を認め、県の不許可処分を、裁量権を逸脱し、違法なものとし、処分を取り消すものだった。これに対し県は控訴したが、東京高裁は和解協議をすすめた。

今回の集会はこのような情勢のなかで設定された。集会に先だって追悼集会がもたれ、追悼碑裁判の経過が示され、献花をおこなった。

群馬県の強制連行と追悼碑



研究集会での群馬県の報告では、最初に群馬の森追悼碑訴訟弁護団の下山順事務局長が朝鮮人追悼碑をめぐる訴訟の現状を話した。下山弁護士は、追悼式の発言での表現の自由、追悼式を政治的行事とする認識、追悼碑の許可条件違反と都市公園の効

用機能の関係、不許可処分の裁量権逸脱などの争点を解説し、地裁判決が強制連行の文言を含む発言を政治的発言と認定としたことなどの問題点をあげた。そして、自治体が歴史修正主義に屈する動きをあげ、それに抗し、表現の自由を守るために市民が声をあげていくことの大切さを示した。

中島飛行機太田地下工場跡を保存する会の石塚久則さんは、中島飛行機の軍用機生産と戦時の工場労働や地下工場建設工事への朝鮮人の強制動員の歴史を示し、藪塚地下工場建設に動員された朝鮮人・中国人の調査の経過を話した。

竹内は群馬県の朝鮮人強制連行について、行政史料から、群馬県へは1944年3月までに約2000人が労務動員され、44年12月の現在数は約3000人であり、その後の動員状況から、動員数を6000人以上と推定できること、1943年末には群馬県の朝鮮人数は1万2000人ほどになったこと、「知事事務報告書」（1944.2）からは中島飛行機小泉工場に1943年12月、朝鮮人20人が徴用されたことがわかること、群馬県の朝鮮人労働現場は40か所ほどあるが、約半数は強制動員の現場と判定できることを示

した。

続いて特別報告として、山本直好さんが「韓国大法院判決の意義と今後の取り組み」について話した。山本さんは徴用工判決を 65 年日韓請求権協定のはらむ矛盾が現出したものとする見地を紹介し、2002 年の日鉄大阪高裁判決では、大阪製鉄所での労働を「実質的に強制労働に該当し、違法といわざるを得ない」と認定したこと、1999 年には ILO 専門家委員会が朝鮮人・中国人の大規模な労働徴用を強制労働条約違反と認定したことなどをあげ、保守系雑誌の論調を批判した。

外村大さんは、日本の近代化で膨張主義を批判的にみた人びとを想起し、記憶することを呼びかけた。また、現憲法の民主主義・人権・平和の理念をふまえ、軍国主義に抗した動きを公共的な記憶とすべきであり、産業革命遺産では戦時の動員での法的強制だけでなく、実態的強制を認識することが大切とした。

全国各地の追悼碑をめぐる動き

つづいての各地の報告では、兵庫の徐根植さんが、兵庫の追悼碑と実地調査と追悼会の状態を紹介した。徐さんは、石碑とその調査は、歴史を伝え、教訓を刻み、歴史を忘れないために必要なものであり、各地に残る追悼碑は死亡の原因や労働の状況を伝えるものと話した。また、定期的な追悼会や現地額首魁の意義についても示した。

奈良の川瀬俊治さんは天理・柳本飛行場の説明板をめぐる動きについて話した。柳本飛行場については市教育委員会が 1995 年の説明板で、市民運動の調査成果をふまえ、強制連行された朝鮮人の存在を示し、また、「慰安所」が置かれ、朝鮮女性が強制連行された事実も記した。この説明板に対し、群馬と同時期の 2014 年に右派の攻撃が強まり、市教委は説明板を撤去した。市民団体はこれに抗し、日韓の共同作業で説明板を設置する活動をおこない、2019 年 4 月にその説明板の除幕をおこなう予定である。

山口の井上洋子さんは宇部の長生炭鉱での追悼碑設置と遺骨収集への取り組みについて紹介した。井上さんは、戦時の長生炭鉱事故は犠牲者 183 人、そのうち朝鮮人 136 人という事故であったことを示し、その追悼碑の建立は、海底に埋まったままの遺骨の発掘という新たな事業のはじまりとなったことを、遺族の思いを示しながら、話した。

長野の北原高子さんは長野県での松代大本営の労働者名簿の発見とその分析について話した。北原さんは新たに発見された特高集約の朝鮮人名簿 2432 人分を分析し、慶尚道の出身者が多いことを示した。そして、労働者の家族に会える可能性があり、真相究明をすすめたいと話した。長野でも松代大本営の碑の改ざんが起きている。

報告後の質疑では、群馬の訴訟で強制連行の事実を語ることを政治的行為としたことの問題、政府・企業の中国と韓国に対する道義的責任の認識の相違の理由、若い世代への継承の取り組みの課題などが議論された。

藤岡の関東大震災朝鮮人追悼碑と群馬の森の追悼碑

翌日の 4 月 7 日、フィールドワークで藤岡の関東大震災朝鮮人追悼碑と群馬の森の追悼碑などを歩いた。

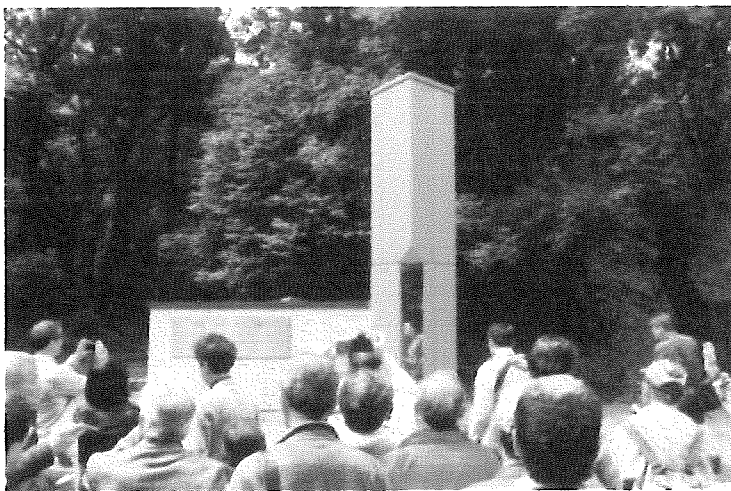
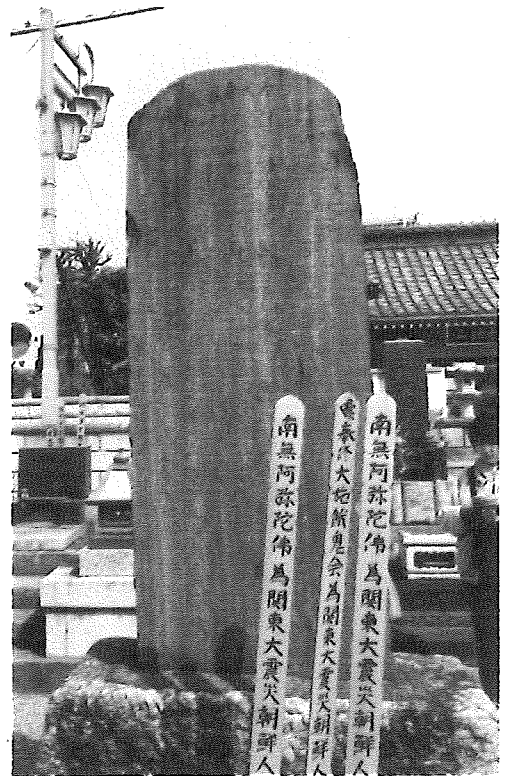
藤岡第二小学校前には桜の並木があり、満開だった。この桜は 1960 年の朝鮮への帰国に際し、植えられたものである。その由来を記した碑が残されている。戦後、強制動員（集団移入）された人びと 2200

人ほどの帰国がすすみ、群馬からの帰国者は 3400 人を超えることになった。群馬に在留した朝鮮人も多かったが、1960 年代の帰国運動で朝鮮北部に移住した人びともいた。移住後も、苦難の歴史だった。その一人ひとりの歴史を語ることでできる日はいつになるのだろう。

藤岡市の成道寺には、関東大震災で虐殺された 17 人の名を刻んだ追悼碑がある。1923 年 9 月 5 日、藤岡の住民が成道寺に横にあった警察署を襲い、16 人を虐殺し、さらに翌日 1 人を殺した。殺された人びとは近くで砂利採集に従事していた労働者とみられる。現在の碑は 1957 年に再建されたものであるが、碑文には誰が殺害したのかは記されず、自然災害で亡くなったかのようなようである。兄弟としての世界平和が記されているが、加害の事実は記されていない。この碑の前では毎年、慰霊祭がもたれている。

この碑をめぐる経過については、朝鮮人強制連行の調査と群馬の追悼碑の建立をすすめた故猪上輝雄さんの「藤岡での朝鮮人虐殺事件」(1995 年)に詳しい。事実を記した副碑(説明板)も必要である。

県立公園である群馬の森には、かつて東京第二陸軍造兵廠岩鼻火薬製造所が置かれていた。重要な戦争遺跡であるが、戦後、多くは破壊された。爆発防止用の土塁の一部、火薬製造用建屋、射撃用トンネル状構築物(1935 年完成)などが残っている。それらの遺跡から過去を見つめ、未来への道を思考することができる。公園内には「我が国ダイナマイト発祥の地」(1973 年)の碑もある。富国強兵と産業史への貢献が記されているが、その火薬は砲弾や爆弾にも使われた。その加害の歴史への反省は記されていない。



群馬の森の朝鮮人追悼碑は日本による戦時の労務動員とそこでの犠牲者を記憶し、その歴史を反省し、追悼し、友好を願うものである。碑は、この国の市民の歴史認識の現状を示す。碑の前に立ち、現在の碑をめぐる状況を聞いた。この碑には「強制連行」は記されていないが、この碑の前で、強制連行を語ることが政治的行為とされ、そのように現時点で県は認識している。このような歪曲された認識は市民の力で払拭されなければならない。

追悼碑は、名も記されないままの無縁の死者のまなざしを受け止め、新たな時代を創造する精神を分かち合う場でもある。

「第12回強制動員真相究明全国研究集会 2019.4.6-7 in 高崎」に参加して

飛田雄一 (『むくげ通信』294号、2019.5.26より)

高崎に初めていった。関西からはなじみが薄いのは仕方がない。実は、群馬のあたり、私には位置関係がよく分かっていない。予習をと思って愛用しているガイドブック『ことりっぷ』の群馬版を買って読んだ。前橋を高崎のつもりで読んでいて、はっと高崎だと思いその本を探したが高崎がなかった。

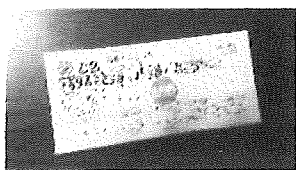
関東の人も西日本には弱いようで、「飛田さん、広島に行くのでいっしょに行こう」と言われてがっかりきたことがある。

高崎には「青春18切符」

でいった。私の青春18では一番遠いところだ。18切符は、5枚分で11,500

円、1回あたり2300円の

計算になる。5枚使わないので金券ショップで1回分を買った。3000円だった。×回分を買って残りを金券ショップで買い取ってもらう手もあるが、私は今回の有効期限(3/1~4/10)のぎりぎりだったので再買取りは不可の時期。1回分のチケットをショップにお願いして購入した。



さて、<第12回強制動員真相究明全国研究集会—市民のための「碑(いしぶみ)から学ぶこと」>、集会は、4月6日(土、高崎市労使会館)、主催は、強制動員真相究明ネットワークと「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会。その翌日はフィールドワークだ。

わたしは前日に約12時間かかって高崎に到着した。快速電車にしか乗れない18切符で7-8回乗り換えたが、連絡が結構うまくいって待ち時間は各5-15分程度だった。音楽と落語がたくさん入ったウオーマン、それに雑誌を持参した。全然退屈しなかった。次回どこかに18切符で行くときは、中島みゆきCDを5-6枚借りてルンルン気分で乗り込もうかと思う。

集会は、いつも充実したものだ。午後1時から5時まで報告が続くが、テンポがよく休憩時間もそれなりにある。

1) 群馬の報告／①群馬の森追悼碑裁判報告 下山順弁護士(群馬の森追悼碑訴訟弁護団事務局長)、②「中島飛行機太田地下工場跡を年表から学ぶ」 石塚久則(トンネルの会)、③群馬県の朝鮮人強制連行 竹内康人(強制動員真相究明ネットワーク)

2) 特別報告／「韓国大法院判決の意義と今後の取り

組み」山本直好(日本製鉄元徴用工裁判を支援する会) 3) 講演／「日本近代史をどうとらえるか—明治産業革命遺産をめぐって」 外村大(東京大学)

4) 各地の報告／①兵庫県の在日コリアン関係石碑モニュメントと追悼会 徐根植(兵庫朝鮮関係研究会代表)、②日韓共同で進めた説明板同時設置の取り組み—天理からの報告 川瀬俊治(天理・柳本飛行場跡の説明板の撤去について考える会事務局長)、③「長生炭鉱の遺骨発掘収集」を強制連行・強制労働の象徴的な課題へ 井上洋子(長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会) ④松代大本営工事に関わった朝鮮人労働者について判ってきたこと 北原高子(長野県強制労働調査ネットワーク)

内容をここで紹介することはできない。『第12回強制動員真相究明全国研究集会・資料集』(A4、69頁、400円、送料121円)をお求めください。送料とも521円を郵便振替<00930-9-297182 真相究明ネット>に。



竹内康人報告「群馬県の朝鮮人強制連行」

強制動員真相究明ネットワークは庵谿由香さんと私が共同代表をつとめている。今回わたしは司会担当ではなく、最後の挨拶だけだった。その内容はあまり覚えてないが「反日」という言葉についても触れた。連日マスコミで韓国の「反日」が報道されている。私は、だいたい以下のように発言した。

韓国の民衆運動も政府も「反日」という言葉は使っていない。植民地支配の時代から「抗日」と使われていた。確証はないが韓国側が「反日」と主張したことはないと思う。3.1 独立運動も反日運動ではなくて抗日運動だ。だのに日本のマスコミが韓国の動きを報道するときにまくらことばのように「反日」という。おかしい。わたしたちは、「反日」という言葉は使わないようにしよう。マスコミにもそのように訴えよう。もし、自身が「反日」という言葉を使っていたら改め

よう。「抗日」なのだから・・・。

ちょっと違うような気がするがそのような趣旨だった。夜は、恒例の懇親会だ。大いに盛り上がった。私は2次会までとした？



懇親会、盛り上がっています

●
翌4月7日(日)はフィールドワークだ。

最初に、成道寺を訪ねた。1957年11月建立の「関東震災朝鮮人犠牲者 慰霊の碑」がある。碑文には「過ぐる大正12年(1923年)9月1日突如として起こった関東大震災によって世情が極度の不安に襲われたとき朝鮮人暴動の流言伝わり各地に於いて多くの犠牲者を出すに至った。藤岡市に於いても東京、埼玉方面より避難してきた17名のものが悲惨な最期を遂げた(後略)」と書かれている。そしてその17名の名前が刻まれている。その虐殺現場の警察所跡は成道寺のすぐ隣にある。



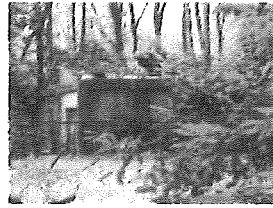
成道寺の「関東震災朝鮮人犠牲者 慰霊の碑」

次に訪ねたのは「群馬の森」。広大な敷地に、群馬県近代美術館、群馬県歴史博物館などがある。私たちが訪ねたのは、そこではなく「岩鼻火薬製造所跡」。

群馬県のHPには以下のようにある。

「群馬の森」の一角は、かつては陸軍の火薬製造所があった所でした。その歴史は古く、明治15年(1882)11月、黒色火薬の製造を開始しています。当時陸軍には東京の板橋に火薬製造所がありましたが、増産が必要となり、建設地を探した結果、岩鼻が選ばれたのです。その理由としては、烏川と井野川に沿って舟運の便がよく、水車の動力も得やすいことが挙げられています。／創業時は「東京砲兵工廠岩鼻火薬製造所」と称していましたが、大正12年(1923)4月に「陸軍造兵廠火工部岩鼻火薬製造所」となり、昭和15年(1940)4月には

「東京第二陸軍造兵廠岩鼻製造所」と変わっています。昭和20年に終戦を迎え、その歴史に幕を閉じました。



火薬庫関連の建物跡／石碑「我が国ダイナマイト発祥の地」

そして最後に同じく群馬の森にある「朝鮮人強制連行犠牲者追悼碑」＝「記憶 反省 そして 友好」を訪ねた(写真右)。2004年4月に建立されたものだ。2001年6月県議会で、建立のための請願が全会一致で採択されて建立されたものだ。が、建立10年後の2014年、更新許可を県が不許可として現在裁判で争われている。(詳細は、群馬集会「資料集」参照)



金家の墓／金鶴泳の名が刻まれている

公式フィールドワーク終了後、私は地元の藤原麗子さんの案内で金鶴泳の墓を訪ねた。真言宗専福寺(群馬県高崎市、高崎間屋町駅より0.4km)にある。

金鶴泳は、本名・金廣正。1938年9月14日～1985年1月4日。1938年、群馬県に生まれ。東京大学大学院化学系研究科博士課程中退。1966年に「凍える口」で文藝賞受賞。以後作家活動に入り、「冬の光」「鑿」「夏の亀裂」「石の道」の四作が芥川龍之介賞候補作となっている。吃音者・在日朝鮮人二世という苦悩の中、独自の世界を描いた。1985年、自死。享年46。『むくげ通信』では、故金英達(英)が「随想 金鶴泳と私」(34号、1976.1)、「研究報告 日朝複合家族の交錯的身分変動について—金鶴泳と郭早苗の作品を題材にして—」を書いている。

帰路は、新幹線等で帰ってきた。ものたりない。

「日本近代史をどうとらえるか—明治産業革命遺産をめぐって」

東京大学 外村大さん



現代社会は、かつてであれば考えられないスピードで物事が変化し、かつ大量の情報が生産され流布している。そのなかでわたしたちは、様々なことを忘れてしまっている。2015年、に「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録された際に、関連施設での朝鮮人の労働について問題となったことも、4年が過ぎたいまではあまり覚えている人もいないし、マスコミでも話題にならないようである。とすれば、10年前や20年前、あるいは戦後の初期や1945年以前の出来事など、忘れてしまうのはしかたないのかもしれない。とは言え、重要

なことについて思い出し、なぜ変化したのかを考えることは、やはり必要である。

1990年代初頭、アジア諸外国の人びとへの戦後補償問題が注目を集めるようになっていた時期のことを、思い出してみよう。この時、世論はそれなりに戦後補償の実現に肯定的であった。朝日新聞社が1993年11月に実施した世論調査によれば、戦後補償要求に応じるべきか否かという設問に対して、50%が応じるべきであるとし、応じる必要はないとする34%を上回っていた（その他・答えない者が16%）。世代別・性別で「応じるべきだ」と答えた比率が高かったのは20～24歳男性・84%、30～34歳女性・71%、30～34歳男性・70%などとなっており、おおむね、若い世代で肯定的な意見が多い傾向があった。

現状、その人びとはどのような考えを持っているだろうか。被害者に対する補償を実現すべし、とする声は日本ではほとんど聞かれない。もし若い世代ほど戦後補償に肯定的である傾向がその後も持続していたならば、時間が経過するにしたがって古い世代が退場（この世を去る）によって、戦後補償を行うべしという意見の持ち主はどんどん多数派になったはずだが、そうはならなかったのである。これは、1993年に20歳代、30歳代であった人たち、つまり現在の40歳代後半から50歳代後半の人びとの多くがどこかの時点で戦後補償は必要なし、もう十分だ、という見解に転換し、1993年に20歳以下、まだ生まれていなかった人たちのなかで戦後補償に理解を示す人びとが少なかったということであろう（なお、「戦後補償に応じるか否か」と同じではないが、「近隣諸国への日本の謝罪が十分かどうか」という調査を、2015年8月に、毎日新聞社が行っている。この設問に対して「十分だ」「そもそも必要がない」と答えた比率は20歳代においては86%にもなっていて、この数字は、ほかの世代よりもはっきりと高い傾向を示す）。さらに言えば、90年代初頭には見られなかったような、アジア近隣諸国の人びとに対する排外主義的な意識、言動は、その後、日本人の間で広がっていつている。これはなぜである

うか。

様々な要因が関係しているだろうが、一つには、加害の責任にかかわる問題をしっかり議論して整理することができなかったという点がある。1990年代は、アジア近隣諸国の被害者の声が日本人に直接、届くようになった時期であった。そのなかでは、「被害者であるアジア近隣諸国の人びと」対「加害者である日本人」という図式が印象付けられていき、いわば、日本人の間で「加害責任の国民平準化・超世代化」の現象が起きてしまった。つまり、実際に侵略戦争の作戦を指揮し者、植民地支配の行政機構の一員で政策決定に関与していた者も、権力とは無縁でむしろ軍国主義者によって抑圧されていた民衆も、戦後世代もそれ以前の世代も、日本人であれば一様に抽象的に「責任」があるかのような意識が生じた。そして、国家間・民族間の「歴史問題」が語られる時、多くの日本人民衆は「自分たち日本人」が責められている、と感じるようになってしまったのである。そのことが、戦後補償やアジア近隣諸国への「謝罪」を求める声への反発となっていったと考えられる。

言うまでもないが、過去の日本帝国の施策の下では、アジア近隣諸国の人びとだけではなく、条件や程度は異なるものの日本人の民衆も抑圧されていたことは間違いない。これまでの歴史研究では、「侵略主義、人権無視の政策をとる支配層」対「動員され、負担を強いられる民衆」という軸も見据えて、過去について語ってきた。抽象的に、国民や民族の軸のみで「責任」を論じるような傾向があるとすれば問題であり、同じ国民の中の、階級、支配者对被圧迫民衆という軸を意識して歴史を伝える必要をもう一度思い出し、努力するべきであろう。

もう一つ、1990年代初頭との世論の変化に関連してのではないかと推測されるのは、日本人の自信喪失である。1990年代初頭は、経済大国でありアジアの中で抜きん出た存在である、ということは、日本人の間で常識であった。そこから生まれる自信は（お金を持っていることが、自信の根拠というのがいいことなのかどうか、というより本質的な問題もあるがここではその点は論じない）、過去の負の歴史についてばかり考えるのではなく、またアジア近隣諸国からの批判があつたとしてもそれを受けとめる、いわば精神的余裕を生み出していたと言えよう。ところが、いまや日本はアジアのなかのナンバーワンではないし、突出して豊かな国でもない。自信・精神的余裕を失ったなかで、日本人の間では、自分たちに批判を向ける（と認識した）相手の苛立ちを強めていったのである。

もっとも、自信喪失は確かにあまりいいことではない。そんななかで昨今、日本には様々な素晴らしい点があり、世界から称賛を受けていることを発見、強調、確認しようという動きが目立つ。テレビ番組や書籍等でもそうした題材のものが多数、見受けられることは、周知のことであろう。そして、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録も、こうした、日本人の自信回復しようという、努力の一環であると見る事が可能である。そこには、アジアの中で最初に近代化した、その成功は世界的に意義がある、それを実現した優れた先人の力を見直そう、というメッセージが込められている。

しかし、日本の産業革命、近代化・工業化を成功物語としてのみとらえるのは、問題があろう。それについて対外侵略と切り離して論じることが困難である。例えば、八幡製鉄所はどのようにして作られたかと言えば、日清戦争の賠償金によってである。しかも、八幡製鉄所にせよ、その稼働を可能にした石炭の採掘、港湾荷役労働を支えていたのは日本人ばかりではなく、朝鮮人、中国人、連合国捕虜もいた。日本の工業化は、自国で兵器や軍艦等を作り出し、さらに対外膨張を可能とする動きと分かちがたく結びついていった。そして、軍拡と対外膨張という路線は最終的には破綻し、日本帝国の崩壊を招いたのである。

こうした史実を視野の外において、「日本人の誇り」を回復させようという試みは成功するだろうか。

現実を直視できない人間が、本当に自分に自信を持つことは、おそらく困難だろう。

このような話をすると、では、近代日本の負の歴史ばかりを教えればよいのか、という反論を、一部のナショナリストはするかもしれない。もちろん、人間にとって自己肯定感を持つことは重要であるし、先人たちの功績を知り、自分たちの生き方を考えようとすることはもちろん、悪いことではない。では、そのために、現代日本に生きる私たちが参照すべき、したがって記憶しておくべき歴史は、どのようなものであろうか。

それは、まず、歴史書に名を残すような存在ではない民衆たちが日本の近代化を支えたという史実がある。現代日本に生きる大部分の人びとはノンエリートであり、そうした人びとにとっては、かつても自分たちと同様にその名前も知られていなかったわけではなく庶民が社会を支えたという史実こそが、自分たちの身近な歴史となるはずだからである。その際の民衆はもちろん、日本人に限定されるわけではない。

同時に、対外膨張や軍備拡張が目指すべき目標であり、その実現が喜ばしいことであるかのように国家が宣伝し、そう信じていた人びとが多かったなかでも、それを批判し、別の進路を提起し構想していた人がいることも、わたしたちが記憶すべき歴史である。日本国憲法の理念を踏まえるならば、むしろそのことこそが、日本人が共通に、重視すべきことであり、自分たちの自信や自己肯定感の根拠とすべきものであろう。

日本帝国が軍備拡張、対外膨張を進めていた時期にも、民衆の生活を重視し、誰かを犠牲にした発展を望まず、国家の施策を批判していた人びとは、少数ではあるが確かに存在する。群馬県ゆかりの人物であれば、例えば、内村鑑三（高崎藩士の子、「上毛かるた」にも登場する）がいる。彼は、日露戦争の際に「非戦論」を唱えたことが知られているとともに、韓国併合の翌年に、戦争に負けてむしろ国を豊かにした事例があることを講演で述べている。この講演で彼は「実に戦争に勝って亡びた国は歴史上けっして少くないのであります。国の興亡は戦争の勝敗によりません」「国の小なるはけっして歎くに足りません。これに対して国の大なるはけっして誇るに足りません」と述べている（『デンマルク国の話』）。なお、エネルギーは太陽光線にも、海の波にも、吹く風にも、噴火する火山にもあることにも触れていて予言的である）。また、安中教会の牧師であった、柏木義円は、1919年の三・一独立運動の際のチェアムリ虐殺事件について、日本軍や朝鮮総督府の責任を追及するとともに、それへの批判が日本社会で湧き起らないことに対して「斯んな風に進んでいけば、日本は今に世界の各方面から道徳的観念の低い国民として排斥されるに至るであらふ。日本人は軍国の為す事は何んな最悪でも之を是認するものであるとの誤解を受け」るであろう、「日本には果たして社会の良心がないのであろうか」と痛烈に批判した（『上毛教界月報』1919年7月15日、第248号）。こうした人びとがいたこと、彼らの残した言葉こそを私たちは記憶し、学ぶべきであらう。

もちろん、そうした主張の存在は、日本帝国の加害の免罪の根拠にはならないことも事実である。また、そうした声がなぜ、日本社会の主流にならなかったのか、ということを考えていく必要がある。しかし、そうした近代日本の別の流れがあったことがあまりにも無視されると、前述のような、国民平準化で、日本人が責められている、という悪循環を生むことになるだろう。わたしたちはそうした事態を避けるために、工夫して歴史を語らなければならない。そして、軍国主義・対外膨張の時期の日本のあれこれを誇りとしようとする動きに対して、平和や人権、民主主義を核に国を維持していくということを確認しているはずの日本国において誇るべき史実としては、むしろ軍国主義・対外膨張を批判した動きがあったことを提示していく必要があらう。

高崎集会の感想

9

23年間ずっと群馬に暮らしながら、群馬の森があった場所で行われていたこと、群馬でも徴用工があったこと、朝鮮の方たちの虐殺があったこと、戦争の歴史を引き継いでいるものがあることを知らずにいたことが悔しかったし、恥ずかしく思いました。「教えてもらってないんだから、当たり前よ」と言ってくれた方がいましたが、きっと今回のシンポジウムに参加していなかったら、本当になにも知らずにいたかもしれないので、今回のシンポジウムの開催を知ることができて、実際に参加していろんな話が聞けていろんな方たちとつながることができて、本当によかったです。こういう地元の戦争遺跡や碑こそ、小中学校の平和学習に使っていった欲しいし、使うべきだと思います。これからもっと群馬県内の戦争遺跡について学んでいきたいですし、学んだことを周りの人たちに伝えていけたらいいと思います。

高崎健康福祉大学

内山 瑠華

(松本強制労働調査団「団通信」より転載させていただきました。)

2019年4月6日から2日間、群馬県高崎市で行われた強制動員真相究明全国研究集会へ初めて参加させていただきました。私は、朝鮮人強制動員の研究をしたいと思い、今年度より大学院に進学し、強制動員の研究を始めています。私にとって今回の集会への参加は、その研究のスタートとして、日本各地の強制動員・強制労働の実態とその真相究明がどのような段階にあり、どのような活動が全国的に行われているのかを直接聞くことができた貴重な時間となりました。

最も印象に残っているのは、群馬の森追悼碑裁判の報告でした。群馬の森追悼碑裁判から感じたことは、未だに日本社会で植民地支配によってもたらされた人権侵害と強制労働に対する加害の事実と過去の過ちへの反省が欠如しているのではないか、というものでした。群馬の森追悼碑が建てられた本質的な意味は、強制動員の歴史の記憶と継承、そして日韓・日朝の友好推進への思いでした。しかし、活動に携わってこられた方々の思いと努力を理解せずに、反日のプロパガンダとして攻撃対象とした一部の動きは到底許されるものではないと感じました。むしろ、その様な動きが今もなお日本社会の中で存在しているという現状は、非常に残念であると思いました。しかし、一方でそれが今の実状であるとも感じました。

恥ずかしながら、私は、今回の集会に参加するまでは、本や専門書でしか間接的に強制動員・強制連行の実態を学んで来ませんでした。しかし、今回の集会参加で実際に活動をされてきた方々の報告を聞き、フィールドワークで訪れた成道寺や群馬の森をはじめとする場所での研修を通じて、歴史を記憶し継承する場所が今もなお大切に守られているということを目で直接見て感じられたことは、とても大きな意味がありました。また、碑が伝えてきた歴史や、碑に込められた思いを学ぶ中で、「日本人として過去の歴史にどう向き合い、どう学んでいくべきなのか？」という思いにもさせられました。

今後、朝鮮人強制動員の研究をさらに深め、強制動員の实態を明らかにしていきたいと改めて感じました。集会参加を通して痛感した歴史の重みと歴史を継承していくことの意義を今後の研究の一助とし、研究に励みたいと思います。

立命館大学院文学研究科

山崎瞳

研究集会参加への御礼

第12回全国研究集会・高崎 群馬側実行委員 石塚久則

4月6日(土)・7日(日)の両日にわたり、全国各地から第12回強制動員真相究明全国大会・高崎にご参集いただきありがとうございました。特に現在係争中の群馬の森朝鮮人追悼碑撤去裁判の争点を多くの県民に解りやすく理解いただくために掲げた『市民のための「碑(いしぶみから学ぶこと)」』の主旨にご賛同いただきました。特に奈良県・兵庫県・山口県から現在追悼碑等の保存と活用の取り組み方をご教示いただきました。また竹内康人さんからは全国的な視野から「群馬における朝鮮人連行について」と題して新発見の資料も提示していただきました。日ごろから交流の深い隣県、長野県の北原さんや小島さんからは「松代大本営工事に関わった朝鮮人労働者名簿について」の調査報告をしていただきました。今回、1999年に中断した「朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」熊本で飛田さんや塚崎さんに酒席ではありましたが、いつか群馬大会を開催しますとの約束を果たすことができました。

最後に群馬の追悼碑裁判の現況を報告するにあたりこの運動を支えた猪上輝雄さんの軌跡をどうしても紹介させていただきたいと思います。猪上さんは福岡県出身で高校時代までお住まいの周辺に炭鉱で働く朝鮮人の人たちと交流する機会が多かったと語っていました。大学卒業と同時に群馬県の妙義基地闘争のオルグとして中心的な活動をすすめ、その後社会党の専従とした群馬県本部書記長まで勤め60歳の定年を迎えました。人生最後の闘争と決意して選んだのが群馬県内の朝鮮人労働者の強制連行の記録を掘り起こすことでありました。はじめは独力で関東大震災の藤岡事件を掘り起こし一冊の研究書にまとめました。次に1995年からは「戦後50年を問う群馬の市民行動委員会」の結成を呼びかけ、研究者や市民による県内の朝鮮人労働者現場の悉皆調査の活動記録を普及版を含め冊子にまとめました。そして次の活動が1998年からの「朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」の結成でありました。建碑に至るまで県当局と「強制連行」等の文言のすりあわせがあったものの当時リベラルな県政も幸いして県有地に建設の許可が下りました。カンパ活動も含めて6年後の2004年県立公園「群馬の森」に「記憶 反省 そして友好の追悼碑」の除幕式を迎えることができました。

そして都市公園使用の更新期限10年に控えた2014年に近づく2012年ころから在日外国人に厳しい姿勢をとる団体が組織的に設置更新不許可の請願を繰り返し県議会も撤去決議を採択し、県知事から追悼碑撤去の通知がきました。2014年私たちは前橋地裁に追悼碑設置更新不許可を不服として提訴しました。控訴中の2016年9月、猪上輝雄さんは「今死ぬわけにはいかない」と語り87歳の生涯を戦いながら断腸の思いで帰らぬ人となりました。その後前橋地裁で一部私たちが勝訴したものの今度は県が東京高裁に提訴しました。2019年6月4回の和解協議を進めました但し県側の碑の公園からの撤去要求はかたくなで再度控訴審の口頭弁論が再開されることになりました。一日も早く勝利の報告を猪上輝雄さんのご霊前に報告したいと思っています。

西岡力「でっちあげの徴用工問題」(草思社)を読んで

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会 山本 直好

はじめに

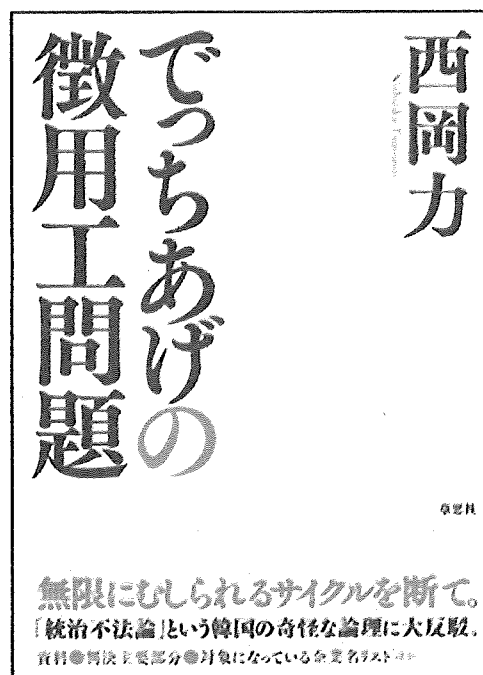
私は、1995年から旧日本製鉄に動員された韓国人労働者及び遺族による戦後補償裁判に関わってきた。その過程で、NHKスペシャルで取り上げられ、1997年の裁判外和解時には多くのマスメディアから注目されたが、社会的に大きな関心と呼んだとは言えない。和解解決についても、企業と死亡した労働者の遺族との当事者和解ということで、冷静に受け止められていたと思う。

しかし、昨年10月30日の大法院判決後、この問題が、日本国対韓国、日本社会対韓国社会という対立構造の中に置かれることになり、「嫌韓」の文脈でこの事件や大法院判決が連日のようにメディアに取り上げられるようになった。私は、とまどいと共に、この裁判が、様々な立場の人々からどのように評価されているのか知りたいと思い、それまで見出しを見ただけで避けてきた保守系オピニオン誌を積極的に読むようになった。

読んでみて意外なことに、保守系論者の多くは、私よりもはるかに韓国語を理解し、日常的に韓国の情報に触れている。つまりは「韓国通」だ。そういう彼らが、どうして、隣国である韓国を叩くことに躍起となっているのか、その背景にどういう心理があるのか、文面からはなかなか理解できない。ただ、これだけ大きな社会的問題になると、世論の動向が解決にも影響を及ぼす可能性がある。かつ、彼らの言動は日本政府や財界の動きとも一定の連動性があると考えられる。そういう意味で、彼らの発言の内容を注視すべきであり、雑誌・ネットを媒介としたその影響力を軽視してはならないと思う。

4月6日、高崎市で行われた「第12回強制動員真相究明全国研究集会」で、私は「韓国大法院判決の意義と今後の取り組み」について報告する機会をいただいた。その報告の中で、いくつか保守系論者による大法院判決批判を取り上げた。私が保守系論者からの批判を敢えて取り上げたのは、主催者から与えられたテーマである「韓国大法院判決の意義と今後の取り組み」を考える上でそれが必要であると考えたからである。また、植民地研究、強制動員研究それ自体も、行政、企業、あるいは大学等の教育研究機関の保有する文書の開示も十分とは言えない中で、新たな情報開示等を踏まえて再検討されることは必要だと私は考える。立場が異なる人々からの指摘についても、それを批判的に検討することは、全体像を解明する上では避けては通れない。

しかしながら、歴史研究や社会の歴史認識と、個々の被害者の被害体験、人権回復を求める意思とは別のことである。私は今後も、被害者の訴えに耳を傾け、可能な限り、その支援を続けていきたいと考えている。



西岡力「でっちあげの徴用工問題」

西岡力は「正論」「WILL」「HANADA」など、保守系オピニオン雑誌に頻繁に登場する論者である。大法院判決に対して、感情的な「嫌韓」をぶちまける論者が少なくない中、西岡は、「正論」1月号に、大法院判決の翻訳を掲載し、大法院判決を正面から検討し、批判しようとした数少ない論者である。その西岡が、「私が必死の思いで…世に問うた」（5月9日付産経新聞「正論」）のが、「でっちあげの徴用工問題」（草思社）である。

本書は、前半と後半で大きくその性格が異なる。前半（第1章～第6章）は大法院判決に対する批判を中心としたものであり、後半（第7章～第9章）は、統計資料や当事者証言による「強制連行論」批判である。私は歴史研究者でないので、本稿では前半について支援者の立場から私の考えを示すこととして、後半については専門家の皆さんの論考を待ちたい。

「徴用工」ではない＝「人権侵害が無かった」とは言えない

西岡は、「原告4人は徴用工ではない。彼らは『徴用』で渡日したのではないのだ。…そのことを指摘したのは私のコラムだけだった」（15～16頁）と言う。私たちの「会」も「日本製鉄徴用工裁判を支援する会」を名乗ってはいるが、それは、被害者が国民徴用令に基づいて動員されたという意味ではなく、裁判を立ち上げた当時、いわゆる「強制連行労働者」を韓国で一般的に「徴用工」と呼んでいたもので、それに倣ったものだ。

原告の一部は「募集」による動員である。大阪地裁、大阪高裁では、「原告らの意思に反して原告らをお阪製鉄所まで連行して労働に従事させたものとまでは認められ」ないとされた（2001年3月27日大阪地判、2002年1月19日大阪高判）のは事実だ。しかし、そのことは、日本製鉄による人権侵害が無かったことを意味するわけではない。

西岡自身は触れていないが、韓国の裁判所のみならず日本の裁判所も「前記認定のとおり、日本製鉄の経営する大阪製鉄所に付属する本件寮における原告らの居住状況と大阪製鉄所での労働内容は、技術を習得させるという日本製鉄の事前説明から予想されるものとは全く異なる劣悪なものであって、原告らは、一部賃金の支払を受けたものの、具体的な賃金額も知らされないまま、残額は強制的に貯金させられ、多少の行動の自由が認められた時期もあったものの、常時、日本製鉄の監視下に置かれて、労務からの離脱もままならず、食事也是十分には与えられず、劣悪な住環境の下、過酷で危険極まりのない作業に半ば自由を奪われた状態で相当期間にわたって従事させられ、清津においても、短期間とはいえ、一日のうち一二時間も土木作業に携わるというさらに過酷な労働に従事させられ、賃金の支払は全くなされていないことが認められ、右は実質的に見て、強制労働に該当し、違法と言わざるをえない」（大阪地判214～215頁、大阪高判69頁）とし、法的救済対象と認めている（結論的には「別会社論」等で請求棄却）。

「技術を習得させるという日本製鉄の事前説明から予想されるものとは全く異なる劣悪なもの」という日本の裁判所の事実認定からは、「欺罔」によって動員された過程が確認され、むしろ、裁判所の判断とは逆に動員過程の「強制性」さえ浮き彫りになる。

判決が書いた事実関係は、「法的に確定した事実」である

西岡は「判決が書いた事実関係が、歴史的に証明された事実とは言えない。新日鐵住金をはじめとする訴えられた日本企業は、当時の会社と自社は法的に継続されていないなどの主張をしたせいもあって、当時の労働環境や生活条件などについて法廷で事実関係を争っていない。その結果、原告側の主張がそのまま判決に記載されてしまうのだ」（32～33頁）とし、「原告とそれを支える弁護士や支援者らはあたかも判決に書かれた内容が法的に確定した事実のように宣伝する」（33頁）と言う。

裁判所が判決で認定した事実は、本事件においては、まぎれもない「法的に確定した事実」である。この裁判は歴史の事実を証明するために起こしたものではない。被害者が人権回復を求めて起こしたものである。裁判所が原告を法的に救済できるかどうかを判断する前提として認定した事実は、裁判上は「法的に確定した事実」である。会社が事実関係を争わなかったからと言って、それは会社の法廷戦術であって、その結果は会社が負うべきであり、西岡には何の関係もないことである。

なお、日韓の裁判所が「違法な強制労働」を認定していることについて、「当時、賃金を貯金させることは広く行われていたが、それでもかなりの金額が手元にあった例が多いことが、韓国の気鋭の経済史研究者である李宇衍の実証研究などで明らかになっている」と言うが、西岡が挙げる李宇衍の論文は日鉄大阪製鉄所の労働実態について論及したものではない。筋違いの主張と言えよう。

日本の「戦時産業強制労働」は「強制労働ニ関スル条約」（ILO29号条約）違反である

西岡は、「当時は日本領であり、朝鮮人は日本国民だった。自国民を戦争遂行のため民間企業で賃労働させることは、国家として合法的な行為だ。当時の国際法はもとより、現在でも合法だ。強制労働を国際法違反と規定しているILO（国際労働機関）の強制労働ニ関スル条約でも2条の2の（d）で、戦争における労務強制は例外として認めている」と言う（21～22頁）。

しかし、1999年3月に、ILO（国際労働機関）専門家委員会が朝鮮人・中国人「戦時産業労働」に関して、「本委員会はこのような悲惨な条件での、日本の民間企業のための大規模な労働徴用は、この強制労働条約違反であったと考える」との年次報告を出していること、その後も、毎年のように勧告を出し続けてきた事実を無視ないしは隠蔽しておいて、ILO条約を盾に大法院判決を批判することは、不誠実に過ぎると言わざるをえない。

専門家委員会の年次報告に引用されている日本政府の主張は「サンフランシスコ条約と二国間協定で法的に解決済み」（「2003年報告」等）というもので、「戦時適用除外」については、主張した形跡がない。それはなぜか。実は「戦時適用除外」については、1997年3月に出された、戦時「慰安婦」に関する専門委員会の年次報告で決着済みなのである。同報告は「適用除外規定との関連で…疑問が提起された」が、「委員会は、緊急概念は、条約が例示的に列举するように、突然の、予見しがたい偶発的事件であって、即時的な対応措置を必要とするものに関わると指摘してきた。条約に規定された例外の限界に関わるので、労働を強要できる権限は、真に緊急な場合に限らねばならない。さらに、強制されるサービスの内容・程度も、それが用いられる目的と共に、その状況により厳密に必要とされる範囲内に制限されねばならない。…緊急に関する第2条2項（d）は、戦争、又は地震の場合でありさえすれば、いかなる強制的サービスをも課すことができるという白紙許可ではないのであって、同条項は、住民に対する切迫した危険に対処するためにどうしても必要なサービスについてしか適用できないので

ある」として、「適用除外事由に該当しないのであり、日本による強制労働条約違反が存在している」との結論を出した。強制労働ニ関スル条約第2条の2は「戦争、又は地震の場合でありさえすれば、いかなる強制的サービスをも課すことができるという白紙許可ではない」というのが、ILO専門家委員会の見解である。シンシアリーは「もし、日本が『forced labor』をやったなら、国際法違反です」（『徴用工』の悪心 扶桑社新書）と言う。日本が国際法違反を犯していたことが、国際機関から指摘されているという事実をまず認めるべきだ。

韓国内に存在する日本企業の財産差し押さえは正当な司法手続きである

西岡が指摘するように、2003年10月に、日本の最高裁で一部原告は敗訴が確定している。しかし、主権国家である以上、その判決が法的効力を持つのはあくまでも日本国内だけである。日本で敗訴判決を受けているからと言って、自動的に韓国の裁判所がそれに従って司法判断をするわけではない。ましてや日本の確定判決が韓国内で直接効力を持つわけでもない。日本の確定判決を韓国の裁判所で有効とみなすかどうか、どの部分をどこまで受け入れるかどうか、すなわち外国判決の裁判における適用は、あくまでも韓国の裁判所が判断することである。

西岡は、「韓国の裁判所は、日本の確定判決は韓国の〈善良な風俗や、その他の社会秩序に違反する〉とした。日本の司法判断は韓国の公序良俗に反するから無効だと韓国司法が宣言したのだ。日本にとって屈辱的で驚くべきものだった」（37頁）と言うが、大法院は日本の確定判決そのものを無効にしたわけではなく（そのような権限はない）、「韓国の裁判所」において「無効だ」と言っているにすぎない。

また、西岡は「日本の法秩序の下では、原告らが今回行った日本企業の財産差し押さえは、私有財産の侵害なのだ」と言う（39頁）。同じことの繰り返しになるが、日本の法秩序は韓国内には及ばない。原告らが差し押さえたのは、韓国内にある日本製鉄の財産である。たとえ、日本製鉄の財産であっても、韓国内にある限り、韓国の法秩序の下にある。韓国の裁判所で判決が確定した以上、韓国の法秩序の下にある、日本製鉄の資産を差し押さえしても、それは正当な司法手続きである。なんら「驚くべきもの」ではない。

「新日鐵住金裁判の確定判決を分析し、それに全面的に反論を加えたい」（28頁）と言いつつ、「法律専門家ではない私」（56頁）と逃げるのはあまりにも無責任ではないか。

『日本統治不法論』という奇怪な観念」という主張こそ「奇怪」である

西岡は「日本の統治が当初から不法だったという奇怪な観念（以下『日本統治不法論』と呼ぶ）が判決の立論の根拠だったのだ。そしてこの『日本統治不法論』こそが、日韓関係の根本を揺るがす危険な論理なのだ」（22～23頁）と、「日本統治不法論」をやり玉に挙げる。しかし、西岡自身が述べているように、「国交交渉の中で韓国は『日本の韓国支配が国際法違反の実力行使による不法な事実である』として、併合条約の当初からの無効を盛り込みたいと要求」した。そして、「歴史認識は完全な一致が不可能であることを前提」として、日韓条約・請求権協定は締結された（61頁）。日韓交渉の全過程を通じ、植民地支配の法的正確について、両国が一致することはなかったことは、韓国現代史、日韓関係史の通説と言ってもよい。

西岡は、「日本は1965年の請求権協定締結時に『日本統治不法論』を取っていなかった。それを承

知で韓国は…国交を結んだ」(60頁)と言うが、日本政府もまた、韓国政府が「日本統治不法論」を取っていることを「承知」で国交を結んだのである。したがって、韓国政府や大法院の「日本統治不法論」は何ら新しいものではなく、日韓交渉当時から一貫して変わらない韓国政府の公式な立場を改めて表明したに過ぎない。そのどこが「奇怪」なのだろうか。

結論に代えて

西岡の著書をはじめ、大法院判決を批判する論者の主張を読んでいて感じるのは、韓国は主権国家であり、長年にわたる民衆の闘いを経て民主化された社会であるという現実を認めようとしない頑なな姿勢である。半世紀前の日韓関係(日本の保守政権と韓国の独裁政権の関係)が現在においても通用するなどという考えはもはや幻想というほかない。

戦後補償問題に理解のあったジャーナリストや知識人の中にも、大法院判決を「パンドラの箱を開けた」と批判する人が少なくない。しかし、2012年の大法院判決は李明博政権、2013年のソウル高等法院判決は朴槿恵政権の時代であることを考えると、社会の変動は保守政権の時期からすでに始まっていたと言える。文在寅政権があたかも政治的に「パンドラの箱」を開けたかのように批判するのは全くの的外れと言うほかない。1965年の日韓請求権協定が独裁政権下に朝鮮植民地支配の法的性格を不問に付して締結されたことを考えると、「パンドラの箱」は社会の変化と共に開くべくして開いたと言うべきであり、その現実から目をそらしてはならない。未解決である以上、被害者にはこれを提起する権利がある。これを日韓両政府が押さえつけることは不可能だ。

2018年に日韓を往来した人は1000万人を超えた。インターネットを見ても「日韓断行」「経済制裁」を声高に主張する人は少なくないが、その結果、どのような事態が両国に生じるか、よく考えてもらいたい。1000万人の人の流れや経済交流が途絶えたら、日本の観光地、商業地も大打撃を受けるであろうし、韓国企業に部品や素材を供給している日本企業は倒産しかねない。冒頭にも触れたが、日本製鉄は1995年に釜石製鉄所の遺族と和解解決している。当事者解決が十分可能である本件訴訟に関わり、これを殊更に政治・外交問題として対立をあおり、結果として日韓両国の社会経済を破綻に導くような愚は決して犯すべきではない。

強制動員真相究明ネットワーク事務局次長 小林久公

また、世界遺産登録推進室と加藤康子内閣参与との関係について「常時アドバイスをいただいている関係である」、「そのアドバイスは文書に記録されていない」との答弁があり、政府の世界遺産登録推進室と加藤康子内閣参与が専務理事を務める産業遺産国民会議との関係は「調査委託をしている関係」とのことで、当方では、「常時アドバイスを受けている加藤康子氏が専務理事をしている国民会議への事業委託は不適切ではないか」との見解を表明し、事業委託契約書と契約

第2章 調査結果

(1) 産業労働に係る実態調査

産業労働に係る実態調査を行うにあたり、有価証券を以下の通り選定し、自社の情報収集を行った。

(a) 産業労働調査に係る有価証券

有価証券については、産業労働問題が特に顕著である石炭分野の有価証券のうち、産業労働に關して、ILOでの採否が、採否書に於ける記述、採否事項など、便宜上情報収集が可能なと認め、各分野に精通している有価証券のネットワークを有する有価証券とした。なお、自資本には資料等の真実性などの検証を行った。

[illegible]

(2) 有識者の著作資料一覧とその概要
資料としては、有識者の著作資料に加え、有識者が精通した分野から有識者からの情報提供をうけ資料収蔵を行った、なお、有識者の著作資料の主なものは以下の通りである。有識者毎に、各専門分野に通じた資料となっている。

(2) 産業労働に關する記録等の所在調査
産業労働に關する記録として、有識者のネットワークを活用して広範囲な記録の収集に努めた。具体的には、以下分野の記録を収集した。

金額の文書の提供を求め「検討する」との回答を得たが、その後、「検討中」が長く続き提供する様子がないため、2018年10月5日に情報公開請求を行った。

その結果、2016年度に89,640,000円、2017年度に145,800,000円、2018年度に125,084,520円、この3年間の合計約3億6千万円の税金を国民会議に支払っていることが判明した。

3億6千万円の公費を投入して産業遺産国民会議がどのような調査であったのか、それを解明するために情報公開請求を続けた。2016年度と2017年度の「成果品報告書」の情報公開請求を2019年1月30日に行い、本年4月15日に開示された。産業労働の調査はこれで終了し、2018年度は「明治日本の産業革命遺産のインタープリテーション更新に係る調査」が委託されており、その「成果品報告書」については、本年5月8日に情報公開請求を行った。しかし、本日現在まだ開示されていない。

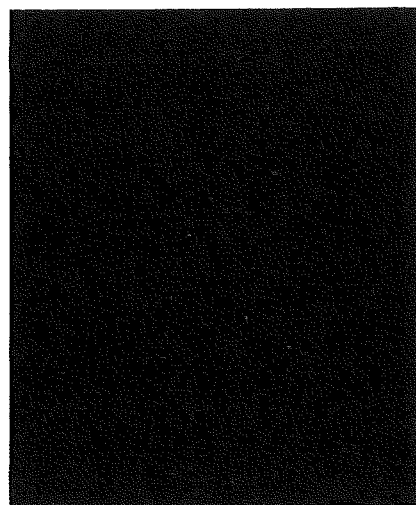
産業遺産国民会議とは、2013年10月30日に「産業は市民の営みの歴史であり、その生活文化や知恵と情熱がわが国の繁栄を支える原動力である。産業を支えた名もなき人々の尊い文明の仕事は次世代に継承することを目的」に設立され、元大蔵事務次官であり初代国際協力銀行総裁であった保田博を代表理事とし多くの政財界人が参加している一般財団法人である。2014年に開催された産業遺産国民会議のレセプションには安倍内閣総理大臣も出席している安倍のお友だち団体でもある。

2016年度と2017年度の産業遺産国民会議の成果品報告書の核の部分は黒塗りであった。黒塗り部分は、調査に協力依頼した「有識者の氏名、役職、専門分野、著作資料名」が「個人の権利利益害する恐れがある」として不開示であり、更に「戦時期の炭鉱における旧朝鮮半島出身者に関する、当時の資料に基づいた有識者(大学教授)による労働賃金等の分析レポート」の全文21枚が黒塗りである。この有識者が誰であるかも、何が書かれているかもまったく分からない。政府は不開示理由を「レポートは知見を有する有識者がその個人的な主張も交えて作成したものであり、これを公にすることは、開示部分と相まって、内閣官房の公式見解であるかのような誤った推認、誤解を招きかねず、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」としている。

公表できない人々に公表できないレポートを出させる調査に2年間で2億3千万円の公金をつぎ込んでおり、そのお金を受け取った産業遺産国民会議は豊富な財源を背景に、ホームページなどで軍鹿島の強制労働について「太平洋戦争当時に端島で暮らしていた人々が、自らの生きた言葉で故郷を語ります。特に、虐待や人権蹂躪があったとされている朝鮮人徴用工について、旧島民や関係者の証言映像、さまざまな歴史資料を公開します」と言い「当時、端島で終戦を経験した住民の話によると、島民は、共に遊び、学び、そして共に働く、衣食住を共にした一つの炭鉱コミュニティであり、一つの家族のようであったといわれている。島は監獄島ではない」などと強制労働を否定し、歴史の事実を歪曲するキャンペーンを繰り返している。これが日本政府と加藤康子が専務理事を務める産業遺産国民会議の黒い関係である。

(2019年7月2日)

(3) 産業労働に関する記録の分析結果
(1) 労働賃金など労働条件の分析について
収集した記録等の分析として、有識者のうち全館の労働環境等に精通している
大平尚江氏において、労働賃金など労働条件の分析を実施した。そのレポートは
以下の通りである。



P7～P28 まで全て黒塗り

日本政府と企業は朝鮮人強制動員・強制労働問題の包括的解決を

強制動員真相究明ネットワーク

共同代表 庵途由香 飛田雄一

2018 年 10 月、韓国大法院は戦時の強制動員被害者の訴えを認め、日本製鉄に賠償を命じました。11 月には同様の判決が三菱重工業に対して出されました。大法院は、朝鮮人強制動員を「日本の不法な植民地支配や侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的不法行為」とし、強制動員被害に対する慰謝料の請求権を認め、この問題は日韓請求権協定では未解決としました。強制動員慰謝料請求権が判例として確定したのです。

これに対し、日本政府は、判決は日韓請求権協定に反するものであり、ありえない判断、暴挙などとし、韓国政府が対応すべきとしました。日本政府は、企業に対しては政府の立場を示し、企業が原告と協議に応じないようにしました。

2019 年 6 月になり、韓国政府は日韓両国の企業が資金を出し合って対応するという案を出しましたが、日本政府は拒否しました。7 月に入ると日本政府は、半導体製造に関わる製品の韓国への輸出を規制しました。その行動は韓国の反発を生み、日本商品の不買の動きも起きています。

この問題の核心は、日本政府と企業が朝鮮植民地支配の不法性を認めず、その下での強制動員への責任をとってこなかったことにあります。韓国大法院判決は動員した企業の責任を問うものであり、ありえる判断です。暴挙ではありません。また、戦時の強制動員・強制労働問題の包括的な解決には、関与した企業による基金の設立は欠かせないものです。

にもかかわらず、日本政府は輸出規制を発動し、日韓の友好関係を破壊しかねない行動に出ました。それは、植民地支配期の強制労働を認知せず、韓国の司法判決を無視し、その基幹産業を攻撃し、市民生活に被害を与えるというものです。強制労働被害への人権救済の動きを、国家の安全保障の問題にすりかえ、輸出規制をおこない、韓国の経済を揺さぶるのです。そのような行為は平等互恵の精神を欠く、植民地期のような傲慢なものです。

これこそ暴挙であり、ありえない行為です。輸出規制は強制動員問題の解決にはなりません。いまずぐ中止すべきです。日本政府と企業は、植民地支配とその下での強制動員の歴史を反省し、韓国大法院判決に従うべきです。被告企業は強制動員被害者との協議をはじめべきです。

わたしたちは韓国での強制動員被害真相究明の動きに協力してきました。別紙のように強制動員関係企業を継承する企業が存在します。これらの企業が政府とともに強制労働問題の包括的解決に向けて、協議を始めることを呼びかけます。グローバルな経済活動では、強制労働の排除が共同の課題です。日本の政府と企業は過去の強制動員・強制労働の清算にむけて、誠実に対応すべきです。その姿勢が確固とした隣国との友好関係を築きます。

連絡先

兵庫県神戸市灘区山田町 3 丁目 1-1

神戸学生青年センター 気付

強制動員真相究明ネットワーク

事務局長 中田光信 電話 090-8482-9725

URL <http://www.ksyc.jp/sinsou-net/>

朝鮮人強制動員企業現在名一覧(2019年作成)

	企業名	強制動員期企業名
1	IHI	石川島、播磨、名古屋造船
2	アイサワ工業	中国土木
3	アサヒビール	大日本ビール工業
4	旭鉦末	旭鉦末
5	東海運	東海運
6	ADEKA	旭電化工業
7	アステック入江	入江組
8	愛知機械工業	愛知航空機
9	愛知時計電機	愛知時計電機
10	愛知製鋼	豊田製鋼
11	旭化成	日窒ベンベルク延岡
12	荒井建設	荒井合名
13	秋田海陸運送	秋田船川港湾運送
14	麻生セメント	麻生鉦業、産業セメント
15	味の素	味の素
16	伊藤組土建	伊藤組
17	いすゞ自動車	デーゼル自動車工業
18	イビデン	揖斐川電気工業
19	岩田地崎建設	地崎組
20	糸平興産	田中鉦業
21	石原産業	石原産業
22	池貝	池貝鉄工
23	飯野海運	飯野海運
24	飯野港運	飯野産業舞鶴
25	宇部マテリアルズ	理研金属宇部
26	宇部興産	宇部興産
27	宇部三菱セメント	宇部セメント
28	梅林建設	梅林組
29	NSユニテッド海運	日鉄汽船
30	オーエム製作所	大阪機械製作所
31	オリエンタル白石	白石基礎
32	王子製紙	王子製紙
33	奥村組	奥村組
34	大阪ガス	大阪瓦斯
35	大阪機船	大阪機船
36	大阪製鉄	大阪製鋼
37	OKK	大阪機工
38	大林組	大林組
39	株木組	株木建設
40	関西汽船	関西汽船
41	関西電力	日本発送電
42	関東電化工業	関東電化工業
43	兼松日産農林	日産農林工業
44	鹿島建設	鹿島組
45	神崎組	神崎組
46	川崎運送	川崎運送
47	川崎汽船	川崎汽船
48	川崎近海汽船	日本近海汽船
49	川崎重工業	川崎重工業、川崎航空機、川崎車両
50	京三製作所	京三製作所

	企業名	強制動員期企業名
51	協和発酵キリン	東亜化学興業
52	九州耐火煉瓦	九州耐火煉瓦
53	九州電力	日本発送電
54	クボタ	久保田鉄工
55	クラシエホールディングス	鐘紡
56	クラレ	倉敷絹織
57	グンゼ	郡是製糸
58	熊谷組	熊谷組
59	栗本鉄工所	栗本鉄工所
60	栗林商船	栗林商船
61	黒崎播磨	黒崎窯業、播磨耐火煉瓦
62	日下部建設	日下部汽船
63	ケイラインローロー	太平洋海運
64	コベルコ建機	油谷重工業
65	コマツ	小松製作所
66	コマツNTC	大日本兵器
67	鴻池組	鴻池組
68	国産電機	国産電機
69	神戸 Dock 工業	東出鉄工所
70	神戸製鋼所	尼崎製鋼、尼崎製鉄、神戸製鋼所
71	虹枝	神戸鑄鉄所
72	合同製鉄	大谷重工、日本砂鉄鋼
73	サクシオン瓦斯機関製作所	サクシオン瓦斯機関製作所
74	サワライズ	早良炭鉦
75	三機工業	三機工業、東洋鋼材
76	サンデン交通	山陽電気軌道
77	佐藤工業	佐藤工業
78	佐野屋建設	佐野屋組
79	三光汽船	三光汽船
80	山九	山九運輸
81	山陽特殊製鋼	大阪特殊製鋼、山陽製鋼
82	相模組	相模組
83	四国電力	日本発送電
84	信越化学工業	信越化学工業
85	新笠戸 Dock	笠戸船渠
86	新日本海重工業	日本海船渠工業
87	新明和工業	川西航空機
88	清水運送	清水港運送
89	清水建設	清水組
90	品川リファクトリーズ	品川白煉瓦
91	JFE	日本鋼管
92	JFEスチール	川崎重工業
93	JFEMiネラル	日本鋼管鉦業
94	JFE条鋼	吾妻製鋼
95	JR	日本国有鉄道
96	JX金属	日本鉦業
97	J-オイルミルズ	豊年製油、吉原製油
98	ジェイ・ワイテックス	興国鋼線索
99	商船三井	三井船舶、日本海、松岡、山下汽船、大阪、日東商船、大同海運
100	昭和KDE	昭和鉦業

101	昭和シェル石油	日本油化工業
102	昭和産業	昭和産業
103	昭和鉄工	昭和鉄工
104	昭和電工	昭和電工、高田アルミニウム
105	昭和電気鋳鋼	昭和電気製鋼
106	昭和飛行機工業	昭和飛行機工業
107	常磐興産	常磐炭鉱
108	スズキ	鈴木式織機
109	鈴与	鈴与商店
110	住石ホールディングス	住友鉱業・石炭
111	住友ゴム工業	中央ゴム工業
112	住友化学	住友化学
113	住友金属鉱山	住友鉱業・金属
114	住友重機械工業	浦賀船渠
115	住友大阪セメント	東洋、大阪窯業セメント
116	住友電気工業	住友電気工業
117	菅原建設	菅原組
118	SECカーボン	昭和電極
119	セイサ	大日本製鎖造機
120	セイトン	東京精鍛工所
121	銭高組	銭高組
122	玉井商船	玉井商船
123	大成建設	大倉土木
124	太平製作所	太平製作所
125	太平洋セメント	秩父、浅野、小野田、東亜セメント
126	太平洋興発	太平洋炭鉱
127	丹野組	丹野組
128	竹中工務店	竹中工務店
129	立飛企業	立川航空機
130	ダイキン工業	大阪金属工業
131	ダイセル化学	大日本セルロイド
132	ダイソー	大阪造船、東京製鉄
133	大同化学工業	大同化学工業
134	大同特殊鋼	日本特殊鋼、大同製鋼
135	大和紡績	大和紡績
136	第一中央汽船	中央汽船
137	田岡化学工業	田岡染料製造
138	チッソ	窒素水俣
139	中央電気工業	中央電気工業
140	中外鉱業	中外鉱業
141	中国塗料	中国塗料
142	中国電力	日本発送電
143	中部電力	日本発送電
144	敦賀海陸運輸	敦賀海陸運送
145	テイカ	帝国化工
146	帝国繊維	帝国繊維
147	帝国窯業	帝国窯業
148	帝人	東京麻糸紡績沼津
149	鉄建建設	鉄道建設興業
150	電気化学工業	電気化学工業

151	トーカイ	東海鋼業若松
152	東ソー	東洋曹達工業
153	トクヤマ	徳山曹達
154	トナミ運輸	砺波運輸
155	トピー工業	東都製鋼、宮製鉄、東京シャーリング
156	戸田建設	戸田組
157	トヨタ自動車	豊田自動車
158	土肥マリン観光	土肥鉱業
159	東亜金属工業	東亜金属工業
160	東亜建設工業	東亜港湾工業
161	東亜合成	鶴見曹達
162	東海カーボン	東海電極製造
163	東海ゴム工業	東海ゴム工業
164	東海汽船	東海汽船
165	東急車両製造	帝国車両工業
166	東京ガス	東京瓦斯、東京瓦斯化学
167	東京製綱	東京製綱小倉
168	東京製鉄	東京製鉄
169	東京電力	日本発送電
170	東芝	東京芝浦電気
171	東芝機械	芝浦工機
172	東邦ガス	東邦瓦斯
173	東邦亜鉛	東邦亜鉛、日本亜鉛
174	東北電力	日本発送電
175	東洋鋼飯	東洋鋼飯
176	東洋鉄線工業	東洋鉄線工業
177	朽木汽船	朽木汽船
178	飛島建設	飛島組
179	DOWAホールディングス	藤田組
180	ナイガイ	内外製鋼
181	ナブテスコ	日本制動機
182	七尾海陸運送	七尾海陸運送
183	中山製鋼所	中山製鋼所
184	直江津海陸運送	直江津港湾運送
185	名村造船所	名村造船所
186	ニチリン	日輪ゴム
187	ニッチツ	日窒鉱業
188	日本コークス工業	三井鉱山・石炭部門
189	日本製鉄	日本製鉄、住友金属工業、帝国特殊製鋼、小倉製鋼
190	新潟造船	新潟鉄工所
191	西松建設	西松組
192	日華油脂	日華油脂
193	日工	日本工具製作
194	日産化学工業	日産化学、日本炭礦
195	日産自動車	日産自動車
196	日産工機	日本内燃機
197	日新製鋼	日亜製鋼、徳山鉄板
198	日鉄運輸	日鉄八幡港運
199	日鉄鋼管	日本パイプ製造
200	日鉄鉱業	日鉄鉱業

201	日鉄物流	広畑海運
202	日本カーバイド	日本カーバイド
203	日本カーボン	日本カーボン
204	日本カタン	日本可鍛鑄鉄所
205	日本ヒューム	日本ヒューム管
206	日本フェルト工業	日本フェルト工業
207	日本化薬	日本火薬製造
208	日本碍子	日本碍子
209	日本乾溜工業	大日本乾溜工業
210	日本軽金属	日本軽金属
211	日本建鉄	日本建鉄
212	日本高周波鋼業	日本高周波重工業
213	日本車輛製造	日本車輛
214	日本重化学工業	東北電気製鉄
215	日本新金属	栗村鋳業
216	日本水産	日本水産
217	日本製紙	山陽パルプ
218	日本製鋼所	日本製鋼所
219	日本船主協会	日本海運協会
220	日本曹達	日本曹達
221	日本鑄造	日本鑄造
222	日本通運	日本通運
223	日本電工	日本電工、日本電気冶金
224	日本無線	日本無線
225	日本冶金工業	日本冶金工業
226	日本郵船	三菱海運、三菱、東洋、日産汽船、日本油槽船、日本郵船
227	野上	野上鋳業
228	野村興産	野村鋳業
229	間組	間組
230	阪神内燃機工業	阪神内燃機工業
231	萩森興産	萩森炭鋳
232	博多港運	博多港運
233	函館どつく	函館船渠
234	パナソニック	松下電器
235	広島ガス	広島瓦斯
236	姫路合同貨物自	姫路合同貨物自動車
237	日立製作所	日立製作所
238	日立造船	日立造船、大阪鉄工神奈川
239	備後通運	備後通運
240	日之出郵船	日之出汽船
241	廣野組	廣野組
242	フジタ	藤田組
243	フルチュウ	古河鑄造
244	古河機械金属	古河鋳業
245	古河電気工業	古河電気工業
246	不二越	不二越鋼材、不二越圧延
247	富士貨物自動車	富士貨物自動車
248	富士重工業	中島飛行機
249	富士電機	富士電機製造
250	富士紡ホールディングス	富士紡績

251	伏木港湾運送	伏木海陸運送
252	保土谷化学	保土谷化学
253	北越メタル	北越電化工業
254	北海道石炭荷役	北海道石炭荷役
255	北海道炭礦汽船	北海道炭礦汽船
256	北海道電力	日本発送電
257	北陸電力	日本発送電
258	マツダ	東洋工業
259	マルハニチロ水産	日魯漁業
260	松村組	松村組
261	ミクニ	三国商工
262	ミネベア	中央工業
263	宮地サルページ	宮地汽船
264	三井化学	東洋高圧工業、三池染料
265	三井近海汽船	北海船舶
266	三井金属鋳業	三井鋳山・金属部門
267	三井住友建設	西本組、勝呂組、三井建設工業
268	三井松島産業	松島炭鋳
269	三井造船	三井、藤永田造船
270	三井農林	三井農林
271	三井物産	三井物産
272	三井物産スチール	日本鋼業本社
273	三菱マテリアル	三菱鋳業、雄別炭鋳
274	三菱化学	東邦重工、旭硝子、三菱化成
275	三菱重工業	三菱重工業
276	三菱伸銅	三宝伸銅工業
277	三菱倉庫	三菱倉庫
278	三菱製鋼	三菱製鋼
279	三菱電機	三菱電機
280	未来図建設	金子組
281	向島ドック	日産造船所
282	明治海運	明治海運
283	メタルアート	後藤鍛工
284	森本組	森本組
285	門司港運	門司港運
286	ヤンマー	山岡内燃機
287	矢橋工業	矢橋工業
288	ヨータイ	大阪窯業耐火煉瓦
289	横浜ゴム	横浜護膜製造
290	吉年	吉年可鍛鑄鉄
291	吉澤石灰工業	吉澤石灰工業
292	淀川製鋼所	淀川製鋼所
293	ラサ工業	ラサ工業、鯛生産業
294	リーガル	日本製靴
295	リケン	理研工業
296	リコーエレメックス	高野精密工業
297	りんかい日産建設	日産土木
298	リンコーコーポレーション	新潟臨港開発
299	燐化学工業	燐化学工業
300	ワンダーテーブル	蓬萊タンカー

参考 韓国・対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者等支援委員会「強制動員現存現存企業（日本地域）」2012年、同「委員会活動結果報告書」2016年、「朝鮮人強制労働企業現在名一覧」神戸学生青年センター出版部2012年

第13回研究集会・フィールドワークー予告

<研究集会>

日 時 2020年5月23日(土) 午後

場 所 富山市内(サンフォルテ 予定)

主 催 強制動員真相究明ネットワーク

協 力 コリアプロジェクト@富山

<フィールドワーク>

日 時 2020年5月24日(日) 午前中

黒部フィールドワーク

【会費振込のお願い】

2019年度(2019年4月～2020年3月)

の会費の振り込みをお願いいたします。

個人一口 3000 円、団体一口 5000 円

(本ニュース紙を郵送で受け取られた方は、同封の振込用紙をご使用ください。)

送金先：[郵便振替口座]

00930-9-297182 真相究明ネット